

千葉市ペイジー口座振替受付サービス（収納機関受付方式）事務取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）が、千葉市予算会計規則第30条第2項及び第95条に規定する口座振替を取扱う際に、ペイジー口座振替受付サービス（収納機関受付方式）（以下「本サービス」という。）による受付事務を行う場合の千葉市及び指定金融機関等の事務取扱に必要な事項を定める。

（遵守事項）

第2条 千葉市及び指定金融機関等は、日本マルチペイメントネットワーク運営機構（以下「運営機構」という。）が定める各種規約類、サービス仕様書、導入手引書等を遵守することを確認するとともに、運営機構に対し所定の登録申請を行う。

（口座振替受付事務の範囲）

第3条 指定金融機関等は、運営機構が定める収納機関規約（地方公共団体編）（以下「規約」という。）第4条の規定に従い本サービスを取扱うものとし、取扱にあたっては規約の関係条項を適用するものとする。

（取扱手数料等）

第4条 千葉市は、指定金融機関等が本サービスを提供することに伴う次の取扱手数料等及びこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を支払うこととし、その金額及び支払方法は市長と指定金融機関等が協議し別途定める。

（1）初期導入手数料（サービス提供金融機関1先当たり）

（2）取扱手数料（受付1件当たり）

（システム登録手続）

第5条 本サービスを取扱うにあたり必要なシステムへの諸登録手続は、別に定めるシステム条件確認書を千葉市が作成し、指定金融機関等に示すものとする。

（事務手続）

第6条 本サービスにおいて、千葉市は規約第4条第3項に定める対応をとるものとする。

2 千葉市は、本サービスの提供場所において、運営機構の定める表示（サービスマーク及びサービス名称）及び、指定金融機関等所定のキャッシュカードを使用した本サービスの利用が可能である旨の表示を行うものとする。

3 千葉市は、受付端末の画面にサービス名称及び収納科目を表示し、利用者に表示するものとする。

4 本サービスにおける利用者の本人確認は、千葉市が責任をもって行うものとし、暗証番号の入力については必ず利用者に行わせるものとする。

5 本サービスにおいては、千葉市税等口座振替収納事務取扱要綱第5条の規定にかかわらず、利用者から口座振替依頼書の提出を受けないものとする。

(協議事項)

第7条 本要綱並びに運営機構が定める各種規約類及びサービス仕様書等において定めのない事項、又は疑義のある事項については、千葉市、指定金融機関等間の協議をもって定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行する。